

意見の概要及び国土交通省の考え方

意見の概要	国土交通省の考え方
<p>標準業務の「概算工事費の検討」に加え、工事費内訳明細書、数量調書等の作成は、標準業務とすべきではないか。</p>	<p>工事費内訳明細書、数量調書等の作成業務については、本基準が対象とする建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務として標準的に実施されるものとは言い難く、標準業務としては整理していません。なお、これらの業務は設計に関する標準業務に付随する標準外の業務として、本基準別添四に「設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務」として位置付けています。</p>
<p>工事監理に関する標準業務のうち、「施工図等を設計図書に照らして検討・報告する業務」については、「設計図書に定め」のある場合に限定すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正を行っています。</p>
<p>「建築工事の指導監督」については、標準業務から削除すべきではないか。</p>	<p>建築工事の指導監督については、施工計画の検討など、工事監理と一体として標準的に行われる業務として整理されるものがあります。したがって、建築工事の指導監督についても、標準業務に含めることとしています。</p>
<p>個々の業務について、標準業務に追加すべき又は削除すべき。(各種許認可業務、近隣説明会資料作成業務等を追加すべき、輸送設備業務を削除すべきなど)</p>	<p>本基準に掲げる標準業務は、建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督に関して、標準的な業務を整理したものです。</p>
<p>別添二の建築物の類型のうち、医療施設は、第1類を「診療所等」、第2類を「病院」と区分すべきではないか。</p>	<p>医療施設については、標準的な設計等によるものか、複雑な設計等が必要とするものかとの観点から、第1類を病院、診療所等の単科病院、第2類を総合病院等として区分を行っています。</p>
<p>上欄の意見のほか、第1類と第2類の用途の例示が分かりにくいのではないかと(例えば、事務所等(1類)と本社ビル(2類)、旅館(1類)と保養所(2類)、グレードの高い賃貸住宅(1類)と分譲住宅(2類)など)。</p>	<p>第1類は標準的な設計等の建築物が通常想定される用途、第2類は複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途として区分を行っています。なお、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用することとしています。</p>
<p>内装設計の有無等に応じて分類を見直すなど個々の建築物の用途等の分類を見直すべきではないか。</p>	<p>建築物の用途等の分類については、標準的な業務量を算定する際の区分として、建築物の類型・用途等を整理しているものです。</p>

意見の概要	国土交通省の考え方
<p>設備設計の業務量について、階数や構造等の難易度に応じて、補正すべき要素があるのではないかと。</p>	<p>本基準に基づく標準的な業務量の算定の際には、機能水準が高い設備が設けられる建築物については、業務量を補正することとしています。</p>
<p>業務量の難易度の補正について、例えば「1.4を標準とする倍数」を乗じることとしているが、1.4以外の倍数を使用する場合の判断基準を示してほしい。</p>	<p>当該数値は、実態調査を踏まえて、標準的な補正值として示したものであり、個別の事案においては、実態に即して業務量の算定に係る調整を行うことが考えられます。</p>
<p>教育施設や専門的教育・研究施設、医療施設等の業務量について、実感より少ないように思うがどうか。</p>	<p>標準業務人・時間数は、標準業務を行った場合の標準的な業務量について、実態調査結果を統計的に処理したものを採用しています。</p>
<p>基本設計と実施設計の業務量の区分や設備設計における電気、空調、給排水等の業務量の区分など、業務量をより詳細に区分することは出来ないのか。</p>	<p>平成19年12月の社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめ及び実態調査結果を踏まえ、従来「設計」「工事監理等」の2区分としていたところを、それぞれについて「総合」「構造」「設備」の3つに区分し、合計6区分とすることとしております。より詳細な区分に対応した業務量を算定する必要がある場合には、別途算定していただくこととなります。</p>
<p>改修や設計変更等の場合、業務報酬基準上どのように取り扱われるべきか示してほしい。</p>	<p>改修及び設計変更の場合については、標準人・時間数を直接適用することは不適切であり、別途適切な方法により算定する必要があります。</p>
<p>複合用途の建築物の場合、業務報酬基準上どのように取り扱われるべきか示してほしい。</p>	<p>複合用途の建築物の場合については、標準人・時間数を直接適用することは不適切であり、別途適切な方法により算定する必要があります。</p>
<p>建築物の床面積の合計が表に示された床面積の中間の値である場合の標準業務人・時間数の算定について、より具体的な取扱いを示してもらいたい。</p>	<p>告示においては、ご指摘のような場合の算定方法は特段定めておりません。個別の事案ごとに適切な方法により算定することとなります。</p>

意見の概要	国土交通省の考え方
<p>各種許認可手続、音響設計、照明デザイン等さまざまな業務について、追加業務として具体的に示すべきではないか。</p>	<p>追加業務の項目としてさまざまな業務を網羅的に明示するのは困難ですが、追加業務については、本基準別添四に示しているほか、別途技術的助言で例示しています。</p>
<p>業務報酬の標準単価を定めてもらいたい。</p>	<p>標準単価については、当事者間の契約に基づいて、個別の事情に応じて決定されるべきものであると考えます。</p>
<p>床面積の定義を示してもらいたい。</p>	<p>ご指摘の床面積の定義については、本基準別添三において示しております。</p>
<p>略算表の範囲を超える又は下回る床面積の業務量を算定する方法を示してもらいたい。</p>	<p>略算表の範囲を超える又は下回る床面積に係る業務については、略算表を適用することはできないため、その業務量の算定については、別途適切に算定する必要があります。</p>
<p>設備業務量の比率が実感よりも低いのではないか。</p>	<p>標準業務人・時間数は、標準業務を行った場合の標準的な業務量について、実態調査結果を統計的に処理したものを採用しています。</p>
<p>個別の事案においては、特殊性の強い建築物の設計等を行うことがあるが、このような場合においても、本基準に基づき算定しなければならないか。</p>	<p>本基準は、建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督に関して請求することのできる報酬の標準を示したものであり、これに基づき報酬の額等を算定することを義務づけるものではありません。</p>
<p>標準業務のうち、「総合」の業務量について、意匠・統括に区分できないか。</p>	<p>実態調査結果を検討した結果、標準業務量を「総合」、「構造」、「設備」に区分して、表示することが適切であると判断したものです。</p>